

改 正 案	現 行
<p>一（略）</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>指定通所基準第五十四条の二から第五十四条の五までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所又は第五十四条の六から第五十四条の八までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）であること。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>指定通所基準第七十一条の二及び第七十一条の三の規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第七十一条の四において準用する指定</p>	<p>一（略）</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>指定通所基準第五十四条の二から第五十四条の五までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所又は第五十四条の六若しくは第五十四条の七の規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）であること。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>指定通所基準第七十一条の二及び第七十一条の三の規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第七十一条の四において準用する指定</p>

通所基準第五十四条の六から第五十四条の八までの規定に
よる基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし
基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）である
こと。

九〇二十
（略）

通所基準第五十四条の六若しくは第五十四条の七の規定に
よる基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし
基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）である
こと。

九〇二十
（略）